

令和 年 月 日

大島町長 三 辻 利 弘 殿

所 在 地

申請者 法人名称

代表者氏名



大島町ダンボール再資源化実証試験事業 参加申込書

大島町ダンボール再資源化実証試験事業に参加したいので、別紙の注意事項にすべて同意したうえで、次のとおり申請します。

事業所名	
所在地	東京都大島町
連絡先	電話番号： 担当者名：
※緊急時連絡用	メールアドレス（※）：
<b>【調査事項】</b> 普段のダンボール排出量を概算でお答えください。 (1ヶ月あたり) 排出量： 約 _____ kg、焼却場持込回数： 約 _____ 回	
レチェック入れる→ <input type="checkbox"/> <b>別紙の注意事項等についてすべて同意し、参加します。</b>	
通常で週3回以上排出する事業所→ <input type="checkbox"/> 受入容量に余裕がある場合に、追加持込日を希望します	
<b>【役場記入欄】</b> 北部(赤)・中部(青)・南部(緑)	〈受付印〉
登録 NO. _____	
※受付印押印後、地区と登録 No. を記入し、①標識・②別紙の注意事項・③本紙の写しを渡す。追加日がある場合は記録する。	

## 別 紙

### 1 注意事項

- 本事業は、ごみの減量化のために作業検証を行うことを目的とし、事業所から排出されるダンボールの全量を受け入れられるものではありません。
- 受入期間は、令和4年12月1日から令和5年3月31日迄です。ただし、受入期間終了前に想定量に達した場合は、予定より早く終了する場合があります。（※受入日の年内最終は12月28日、年始最初は1月6日です。）
- 受入時間は、8時から16時までです。ただし、機器の不具合や受入許容限界を超えた場合等に、緊急で一時的に受入れを停止する場合があります。
- 急ぎよ受入を停止又は閉鎖する場合、受入期間より早く終了した場合には、登録されたメールアドレスに一斉配信を行います。
- 持込みの際には、必ず交付された標識を車両の見える位置に掲示してください。標識は、他者に貸与・譲渡することはできません。持込み期間が終了又は持込みを止めた場合には、水道環境課へ返還してください。
- 持込み日は原則、北部地区（泉津・岡田・北の山）月曜日、中部地区（元町・野増）水曜日、南部地区（間伏・差木地・クダッチ・波浮港）金曜日です（ただし、定休日等で変更する場合があります）。
- 大雨等の気象に関する警報が発令中は、受入施設を一時閉鎖します。
- 雨天時は、雨でぬれないよう覆いをつけるなどの対応をお願いします。
- ダンボールは、係員の指示に従い搬入者自身で車両等から下してください。
- 施設内への進入路及び敷地内では徐行し、事故防止を徹底してください。

（次頁へ続く）

## 2 受入可能な物品について

- 受入れ可能な物品は、**ダンボールのみ**です。雑誌・新聞・雑紙等の古紙類は**対象外**です。なお、以下のものは受入不可です。事前に取り除き、可燃ごみ等で処分してください。

①水で濡れたもの、②油染みや食品等が付着し汚れているもの、③表面が  
ロウ引き加工されたもの、④留め金やプラ製バンド等が付着したままのもの

※ ガムテープ・セロハンテープ・ラベル・シール等を取り除く必要はありません。ただし、カーボン紙の送り状は取り除いて下さい。

- 受入不可のものが混入されている場合にはお持ち帰り頂きます。繰返し混入が認められる場合には、次回からの受入れを停止する場合があります。
- 箱の状態を持ち込んだものは、引渡し時に折り畳んだ状態（つぶさずに開いて置く）にしてください。